

NO. 414
平成11年(1999)
3/8(月)



小笠原 —OGASAWARA—
村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL04998(2)3111
FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<http://www.Islands-net.metro.tokyo.jp/ogasawara/>

小笠原の花・木・鳥・魚

花 ムニンヒメツバキ

鳥 ハハジマメグロ

木 タコノキ

魚 アオムロ

臨時号

選挙管理委員会からのお知らせ

4月11日は東京都知事選挙の投票日です
＜母島は繰上投票日4月9日(金)です＞

平成11年統一地方選挙の標語は、「ちょっとそこまで 選挙です」に決定しました。最近、選挙の投票率は、次第に低下していく傾向にあります。選挙の理想は、全ての有権者の方々が参加し、その代表者を選ぶことにあります。選挙に参加する人が少ないほど、この理想から遠ざかって行くことになります。本年は、明治22年2月11日に、衆議院議員選挙法が公布されてから110周年を迎える記念の年でもあります。

参政の意義と選挙権の重要性を再確認され、有権者である村民の皆様に、ぜひとも投票所へ足を運んでいただきたいと思います。

選挙日程

告示日	平成11年	3月25日(木)	
繰上投票日(母島)	4月	9日(金)	午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	4月	11日(日)	午前7時から午後8時まで
開票日	4月	11日(日)	午後9時から(即日開票)

父島 → 小笠原村役場

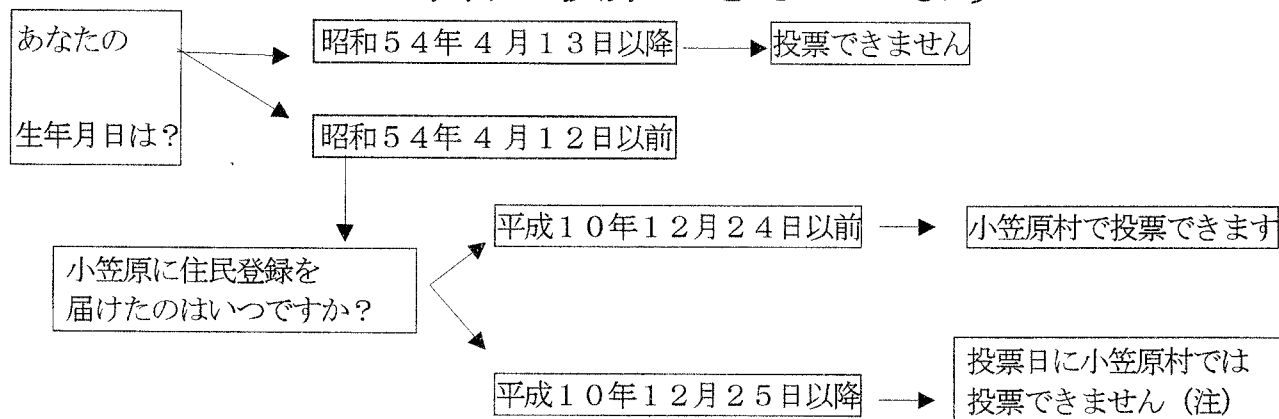
☆なお、今回の各投票所は

です。

母島 → 母島村民会館

◎最近転入届を出された方や、20歳になられた方へ

あなたは小笠原村で投票できるでしょうか？



※ 詳しくは、選挙管理委員会までお早めにお問い合わせ下さい。

(注) 不在者投票を希望される場合は、余裕を持って早めに前の住所地の選管宛に不在者投票の請求を行って下さい

★不在者投票について

投票は、原則として投票日(もしくは繰上投票日)に投票所において行うもの、となっています。しかし、投票日に投票所へ行けない方のために不在者投票制度があり、3月25日から投票日の前日までの間、選挙管理委員会において事前に投票をすることができます。

父島：村役場→午前8時30分～午後8時

不在者投票は期間中毎日、

母島：母島支所→午前8時30分～午後6時

にて受け付けます。

投票所入場券が既に届いている場合はご持参下さい。

なお、不在者投票の請求は告示日前でもできます。不在者投票できる事由が緩和されただけでなく、印鑑も不要となりました。不明な点については、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせ下さい。

◎問い合わせ先：小笠原村選挙管理委員会事務局 2-3111

国民健康保険

被保険者証の更新について



被保険者証が4月1日より変わります。

それに伴い、被保険者証の更新を行います。



今お持ちの被保険者証は4月から使用できませんのでご注意ください。

1. 被保険者証の内容は現在の世帯状況と一緒にですか？

(1) 現在の世帯の状況と被保険者証の内容が違う場合

窓口で早めに異動の手続きをして下さい。

(2) 4月より内地へ進学する加入者がいる場合（学）

<手続きに必要なもの>

進学を証明する書類

(3) 引き続き（学）（遠）の被保険者証が必要な場合

再度手続きをお願いします。

（学）の場合、証明書類をお持ち下さい。



(4) 就職により社会保険に加入する加入者がいる場合

社会保険に加入すると国民健康保険の資格はなくなります。

窓口で異動の手続きをして下さい。

<手続きに必要なもの>

社会保険に加入した年月日が分かるもの（会社の保険証等）

2. 被保険者証更新の開始



3月23日（火）より 住民係または母島支所窓口で受付

23日以前に転出のため、（学）の被保険者証が必要な場合

進学先からの通知書類をお持ち下さい。被保険者証を発行します。

3. 被保険者証の更新の際、常備薬セットをお渡しします。

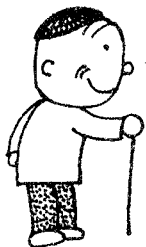
4. 問い合わせ先

村民課住民係 2-3113

届け出が必要なとき

国保に入るときや、やめるときなど、つぎのようなときには14日以内に国保へ届け出が必要です。

	こんなとき	持参するもの
国保に入るとき	・他市町村から転入したとき ・他の健康保険などをやめたとき ・生活保護を受けなくなったとき ・子どもが生まれたとき ・外国人が入るとき	転出証明書 健康保険の離脱証明書 保護廃止決定通知書 保険証・母子健康手帳 外国人登録証明書
国保をやめるとき	・他市町村へ転出したとき ・他の健康保険などに入ったとき ・生活保護を受けはじめたとき ・死亡したとき ・外国人がやめるとき	保険証 国保と健保の保険証 保険証・保護開始決定通知書 保険証・死亡を証明するもの 保険証・外国人登録証明書
その他の	・退職者医療制度に該当したとき ・退職者医療制度に該当しなくなったとき ・住所・世帯主・氏名などが変わったとき ・保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき ・修学のため、子どもが他の市町村に住むとき ・長期出張・旅行などで別個の保険証が必要なとき	年金証書・保険証 保険証 保険証 保険証・身分証明書 保険証・在学証明書 保険証



老人の医療費の一部負担金が4月から改定されます。

(薬剤の一部負担金は従来どおりです。)

	現 在	11年4月から
外来一部負担金	1回 500円 1ヶ月4回目まで負担	1回 530円 1ヶ月4回目まで負担
入院一部負担金	1日 1,100円	1日 1,200円